

第11節 食糧供給計画

食糧供給計画

- 産業振興班
- 総括班
- 福祉班
- 教育班

【基本方針】

災害時において、食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。したがって、市は被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あっせんの措置を講ずるものとする。

特に、東日本大震災では道路輸送網が寸断または津波により長期冠水したため、孤立地区が沿岸部を中心に多数発生し、こうした地区に対しては、十分な食糧供給が行えない事態が生じた。

市は、平常時から計画的に非常食の備蓄を行い、また、食糧供給応援協定の締結等を推進し、食糧供給体制に万全を期するとともに、孤立地区への食糧供給方法についても検討しておくなど、災害時には迅速かつ公平性を持った安定供給に努める。

なお、食糧供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 発災当初は備蓄している非常食での対応を行うが、その後は災害対策本部長の指示により、“産業振興班及び教育班”が中心となり炊き出しを実施する。
- 2) 防災食育センターの稼働にあたっては、場長を責任者とし、職員は場長の指示に従い炊き出し業務を行う。また、避難所への食糧配送にあたっては、原則として防災食育センターが保有する配送車を使用することとし、配送路については学校給食配送計画に基づき設定する。
- 3) 炊き出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。
- 4) 避難所の位置及び避難者数を迅速かつ的確に把握し、炊き出しの配分漏れや重複支給がないように注意する。
- 5) 炊き出しの期間は、市が災害対策本部を設置している期間及びこれに準じるものとして市長が指定する期間とする。なお、災害救助法の適用を受けた場合は、災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とする。
- 6) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- 7) 6)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - ア. 災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
 - イ. 病院、社会福祉施設等の傷病人、避難行動要支援者関係の施設
- 8) 市民に対して以下のような対応を要請する。
 - ア. 原則として発災後の2～3日間は、避難所に収容された以外の市民については、市民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - イ. 市民相互で助け合う。
- 9) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

- 10) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する炊き出しや食糧物資の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、市が実施する食糧物資の配布活動に協力する。
- 11) あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村等に対し応援を要請する。

1. 対象者

《炊き出し、食品供与対象者》

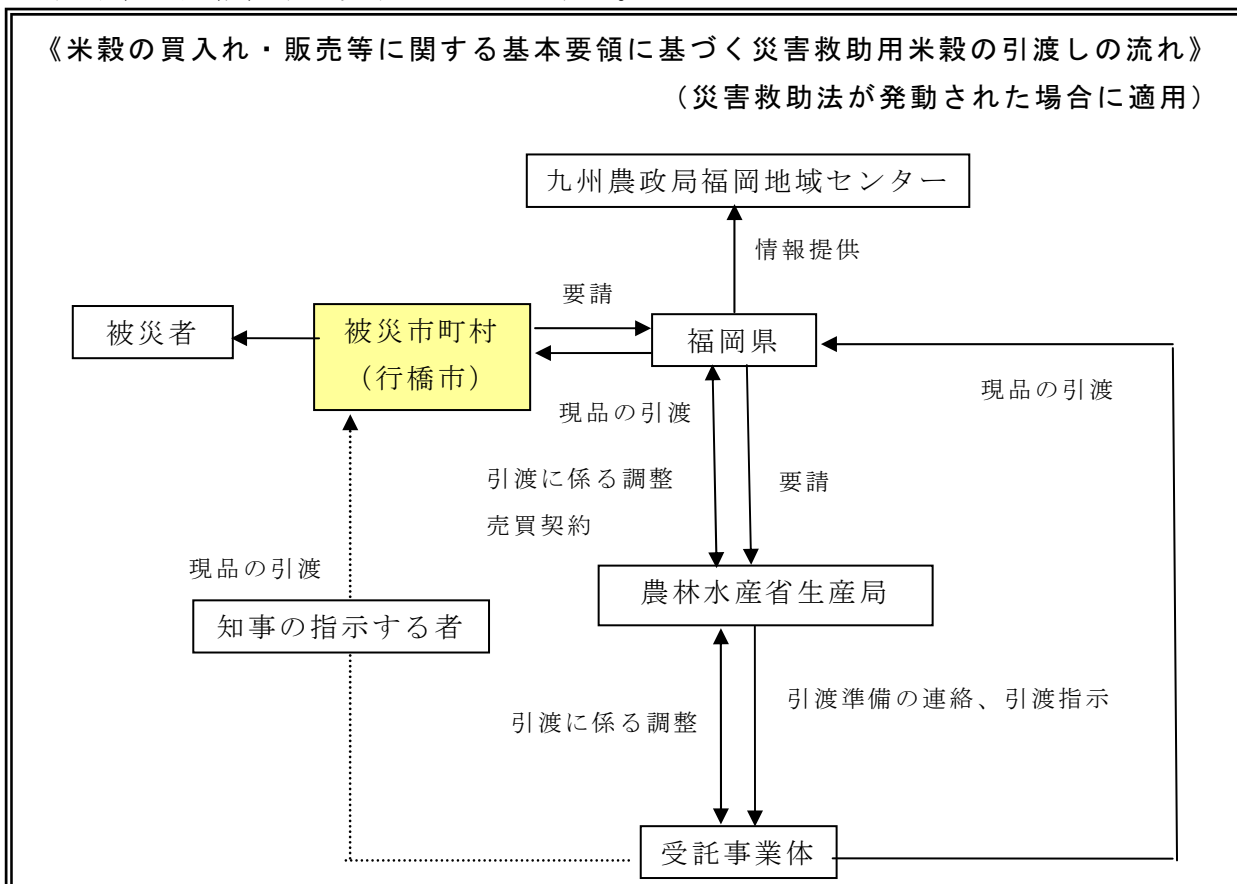
- a. 避難所に収容された者
- b. 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出または床上浸水等）により炊事ができない者
- c. 旅行者、列車、バスの旅客等であって食糧の持ち合わせがなく調達できない者
- d. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者
- e. その他、市長が供給の必要を認めた者

2. 調達量の把握

“産業振興班及び教育班”は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

3. 調達・供給計画 【資料編*Ⅱ.3.17】

1) 米穀の配給経路は以下のとおりとする。



ア. 県は市からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合には、農林水産省生産局に米穀の引渡しに関する要請を電話するとともに、FAX またはメールで連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書を生産局長に対して提出する。

イ. 市が直接、生産局に連絡した場合には、必ず県に連絡することとし、県は上記アにより生産局に連絡する。

ウ. 生産局は要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

エ. 調整終了後、生産局は県と売買契約を締結し、その後速やかに受託事業体に米穀供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

オ. 生産局から指示を受けた受託事業体は指示された内容にしたがい、県に政府所有米穀を引き渡す。

2) 被災状況、避難者数から食糧供給計画を策定し、被災者の食糧確保と供給に努める。

3) 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村に対し応援を要請する。なお、県はコンビニエンスストア事業者や食糧製造業者等と災害時における食糧等の調達に関する協力協定を結んでいることから、県の協力を得てこれを活用する。

*資料Ⅱ.3.17 「福岡県の備蓄物資一覧表」

4) 応急食糧の緊急措置

市は、通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、地域センター長、または、政府所有の食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しの手続きをとる。

4. 食糧の配給

(1) 市の備蓄食糧

アルファ米、粉ミルク、飲料水等

(2) 配給の種別

- 1) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）
- 2) 食品配給（一時縁故先等に避難する者に、現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
- 3) 食糧の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

(3) 配給品目及び数量

- 1) 配給品目は、米穀またはその加工品副食品
- 2) 配給数量は、社会通念上（1人1日換算、災害救助法適用の枠内）の数量とする。

5. 応急配給の方法

(1) 配給基準

《応急配給に関する数量》		
配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	市長 ↓ 知事 ↓ 地域センター長	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

(2) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は“産業振興班及び教育班”が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

(3) 食糧の輸送等

食糧の輸送及び保管については、防災食育センターを除き調達業者に依頼することとし、輸送・保管計画に基づき実施する。なお交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

(4) 食糧の備蓄

主要食糧の備蓄は、第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に定める

ところによる。

6. 調達・援助された食糧の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食糧の受け入れ(集積)、配給を行うため、災害援助物資の輸送拠点整備や各避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

7. 炊き出し計画

市は、住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、または避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して、一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

(1) 炊き出し実施者

市は、炊き出しの必要を認めたときは、防災食育センターを稼働させる。その他での炊き出しについては自主防災組織、日本赤十字奉仕団、保育園等の調理員、ボランティア、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

(2) 炊き出しの方法

- 1) 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- 2) 炊き出しは、防災食育センターについては“**教育班**”が実施し、その他については“**産業振興班**”が自主防災組織やボランティア等の協力を得て、実施する。
- 3) 炊き出し及び食糧の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は“**産業振興班及び教育班**”が行う。
- 4) 炊き出し施設は、防災食育センターを中心に可能な限り既存の施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、または避難所に近い施設を選定して設ける。
- 5) 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる事業者へ連絡のうえ調達する。
- 6) 炊き出しにあたっては、常に食糧の衛生管理に留意する。
- 7) 炊き出し、その他による食糧の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれや重複支給がないように注意する。

《炊き出しの期間及び注意点》

期 間	a. 一般災害は市長が必要と認める期間 b. 災害救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり。）
注 意 点	a. 応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。 b. 食糧や原材料、使用水の衛生管理には十分に注意する。 c. 配分漏れ、重複支給がないように公平性をもって配給する。 d. 食品アレルギーを持つ避難者、持病による食事制限を指示されている避難者に対しては、事前に原材料等を示しておき、発病を抑制する。 e. 避難行動要支援者に対する配給は、支援者とよく相談して配給する。

(3) 炊き出しの器材

防災食育センターを除く炊き出しについては、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。なお、適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店または旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から一時借上げ調達する。